

# 監 査 報 告 書

令和4年5月20日

学校法人札幌青葉学園  
理 事 会 御 中

学校法人札幌青葉学園

監 事

田 不 智 幸



監 事

植 込 昌 之



私達は、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、学校法人札幌青葉学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査した。

私達は監査に当たり、理事会その他重要な会議に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と認める監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人札幌青葉学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表は会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上